

千葉大学における大学院専門法務研究科及び法政経学部の法曹養成連携協定

大学院専門法務研究科（以下「甲」という。）と法政経学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、甲において法学既修者に適用される教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を乙において編成し、乙における法曹等を志望する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 千葉大学大学院学則第2条に規定する専門法務研究科（甲）
- 二 連携法曹基礎課程 千葉大学法政経学部規程第3条に規定する乙の法政経学部法政経学科法学コース法曹コース・プログラム（以下、「本法曹プログラム」という。）

（本法曹プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（本法曹プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（本法曹プログラムにおける早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹プログラムの履修を許可されている学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹プログラムの学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、本法曹プログラムの学生5名につき1名の教員を学修指導教員として配置することにより、学習支援体制を構築するものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹プログラムの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 次項に定める協議を経て、本法曹プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当り、甲の教授会構成員である教員が授業の担当等を行うこと
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を

設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹プログラムを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜（論文式試験を課さず、本法曹プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜）を実施する。

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹プログラムに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定を通して知り得た乙の学生の個人情報を本協定第1条に定める連携事業以外の目的に使用しないものとする。ただし、本人の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(協定書に定めのない事項)

第12条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要な事項及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年1月23日

甲

千葉大学大学院専門法務研究科

研究科長 後藤弘子

乙

千葉大学法政経学部

学部長 金原恭子

<別紙1>

1. 乙の法曹コース・プログラムの教育課程編成の方針

1. 基本方針

乙の法政経学科法学コースに、法曹志望学生のための「法曹コース・プログラム」を置く。法曹コース・プログラムは、連携法科大学院に法学既修者として入学する者に求められる基礎的な学識および能力を修得させるため、最短3年間で段階的・体系的に専門的な知識と技法の修得を可能とするよう、法学の必須事項を基礎から反復して学ぶ積み上げ方式の教育課程を編成し、もって、連携法科大学院の教育との円滑な接続を可能とするものとする。

2. 具体的方針

乙の法政経学科では、一般的に、1年次学生は専門のコース選択を行わず、4コースの専門領域（法学、経済学、経営会計学、政治学・政策学）の専門基礎科目を横断的に履修し、2年次からコース選択を行って各コースでの必修科目等を履修するところ、法曹コース・プログラムでは、1年次前期の終了時点で、当該時点での履修科目の成績および面接試験等に基づき希望者を選抜し、合格した学生が、1年次後期より法学コースの専門必修科目（憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ・Ⅱ）を一般学生より早期に履修できるものとする。

法曹コース・プログラムの学生は、1年次後期の必修科目の学修を基に、2年次前期に演習形式の少人数・双方向教育により法情報検索および法学学修の技法等を学ぶ法学演習科目（2年法学演習）を必修科目として履修し、併せて、2年次前期から必修科目として家族法、選択必修科目として民法Ⅲ、民事手続法、刑事手続法、会社法、行政法Ⅰ・Ⅱの講義科目を履修する。

上記の科目の履修を前提に、法曹コース・プログラムの学生は、2年次後期から3年次前期にかけて、同プログラムの学生のみが履修できる応用的な科目として、連携法科大学院の法学未修者向けの1年次科目に相当する内容を少人数・双方向授業により提供する応用法学科目を履修する。これらの応用法学科目のうち、応用憲法Ⅰ・Ⅱ、応用民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、応用刑法Ⅰ・Ⅱを法曹コース・プログラム修了のための必修科目とし、また、応用商法Ⅰ・Ⅱ、応用行政法、応用民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、応用刑事訴訟法を選択必修科目としてその履修を推奨する。

上記のような課程により、法曹コース・プログラムの学生が、3年次前期までに、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法については、連携法科大学院での法律基本科目（基礎科目）に相当する科目をすべて履修することができる仕組みとし、もって、連携法科大学院の法学未修者向けの1年次科目を履修したのと同様の学修段階に到達することができるようにする。加えて、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についても、連携法科大学院での法律基本科目（基礎科目）の一部について履修することができる仕組みとすることで、連携法科大学院における教育課程との円滑な接続を可能とする。

併せて法曹コース・プログラムの学生には、基礎法学分野として法哲学、法社会学、法史学、英米法（連携法科大学院の先行履修科目を含む）、展開・先端的分野として労働法、国際法、倒産法、経済法、環境法、特許法・著作権法等の履修も推奨し、法学に関する専門的知識を幅広く学修することを可能とする。

上記の方針を踏まえた教育を実施するため、乙と甲は、双方の教員から構成される組織として、法曹コース・プログラムの実施・運営を担当する委員会を設置し、もって、法曹コース・プログラムの学生に対するきめ細やかな学修指導・支援を行う体制を構築する。

2. 乙の法曹コース・プログラムの教育課程

| 学年 | 学期 | 必修科目 | | 選択必修科目 | | 選択科目 | | |
|----|----|--------|-----|----------|-------|------|-----|--|
| | | 科目名 | 単位数 | 科目名 | 単位数 | 科目名 | 単位数 | |
| 1年 | 前期 | | | | | | | |
| | 後期 | 憲法Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 憲法Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 民法Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 民法Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 刑法Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 刑法Ⅱ | 2 | | | | | |
| 2年 | 前期 | 2年法学演習 | 2 | 民法Ⅲ | 2 | | | |
| | | 家族法 | 2 | 民事手続法 | 2 | | | |
| | | | | 刑事手続法 | 2 | | | |
| | | | | 会社法 | 2 | | | |
| | | | | 行政法Ⅰ | 2 | | | |
| | | | | 行政法Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 法哲学Ⅰ | 2 | | | |
| | 後期 | | | | 日本公法史 | 2 | | |
| | | 応用憲法Ⅰ | 2 | 応用商法Ⅰ | 2 | | | |
| | | 応用民法Ⅰ | 2 | 応用民事訴訟法Ⅰ | 2 | | | |
| | | 応用民法Ⅱ | 2 | 応用刑事訴訟法 | 2 | | | |
| | | 応用刑法Ⅰ | 2 | 法哲学Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 日本私法史 | 2 | | | |
| | | | | 環境法 | 2 | | | |
| 3年 | 前期 | 応用憲法Ⅱ | 2 | 応用商法Ⅱ | 2 | | | |
| | | 応用民法Ⅲ | 2 | 応用行政法 | 2 | | | |
| | | 応用刑法Ⅱ | 2 | 応用民事訴訟法Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 英米法Ⅰ | 2 | | | |
| | | | | 英米法Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 法社会学Ⅰ | 2 | | | |
| | | | | 法社会学Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 少年法 | 2 | | | |
| | | | | 刑事政策 | 2 | | | |
| | | | | 国際法Ⅰ | 2 | | | |
| | | | | 国際法Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | 社会保障法 | 2 | | | |
| | | | | 法学演習 | 2 | | | |

| | | | | | | |
|----|--|----|-------|----|--|--|
| 後期 | | | 消費者法 | 2 | | |
| | | | 医事法 | 2 | | |
| | | | 商取引法 | 2 | | |
| | | | 労働法Ⅰ | 2 | | |
| | | | 労働法Ⅱ | 2 | | |
| | | | 経済法Ⅰ | 2 | | |
| | | | 経済法Ⅱ | 2 | | |
| | | | 倒産法 | 2 | | |
| | | | 民事執行法 | 2 | | |
| | | | 著作権法 | 2 | | |
| | | | 特許法 | 2 | | |
| | | | 保険法 | 2 | | |
| | | | 法学演習 | 2 | | |
| 合計 | | 30 | | 20 | | |

専門科目・選択必修科目 A

この中から 6 単位以上の修得が必要

専門科目・選択必修科目 B

この中から 14 単位以上の修得が必要

応用法学科目

法曹コース・プログラムの学生のみが受講する科目

※ 乙の法曹コース・プログラムの修了には、上記の専門教育科目（必修科目を 30 単位、選択必修科目を 20 単位以上）を修得したうえで、乙において定められた卒業要件単位数である、専門教育科目を 86 単位以上、普遍教育科目（注 1）を 26 単位以上および自由選択科目（注 2）を 12 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、卒業（および修了）の認定を受ける必要がある。

注 1：一般的な教養科目に該当する科目

注 2：普遍教育科目、専門教育科目および他学部開講科目の余剰単位から自由に組み合わせできる科目

<別紙2>

乙の法曹コース・プログラムにおける成績評価の基準

○法政経学部における成績評価の基準

| 評価 | 成績通知書の表示 | 評価の割合 |
|--------|----------|-----------------|
| 100-90 | 秀 | 20%を超えない |
| 89-80 | 優 | 秀と優の割合が合計で30%以内 |
| 79-70 | 良 | |
| 69-60 | 可 | |
| 59-0 | 不可 | 30%以内 |

※ 上記基準は、履修登録者が20名以上の講義科目を対象とする。

○別紙1に掲げる応用法学科目の成績評価の基準

| 評価 | 成績通知書の表示 | 評価の割合 |
|--------|----------|---------------|
| 100-90 | 秀 | 秀と優の割合が合計で50% |
| 89-80 | 優 | |
| 79-70 | 良 | |
| 69-60 | 可 | |
| 59-0 | 不可 | |

※ 応用法学科目は、GPAに基づく成績により選抜された学生に対し、少人数かつ双方向・多方向授業を行う。

○評語の説明

| 成績通知書の表示 | 評語の意味 |
|----------|-----------------------------------|
| 秀 | 学習目標を十分に達成したものと認められ、特に優れた成績を示す。 |
| 優 | 学習目標を達成したものと認められ、優れた成績を示す。 |
| 良 | 学習目標の根幹的な部分は達成したものと認められ、妥当な成績を示す。 |
| 可 | 学習目標の最低限は達成できたと認められる成績を示す。 |
| 不可 | 学習目標の最低限が達成できていないと認められる成績を示す。 |

※千葉大学発行「Guidance2019」P.18 [9] 成績評価(1) 成績評価区分より抜粋

○G Pの基準及びG P Aの算出方法

・基準

秀=4 優=3 良=2 可=1 不可=0

※ 卒業要件とならない科目、合否のみで評価される科目、他大学で取得した単位互換科目及び認定科目はG P A算出から除外する。

・算出方法

分子：4.0×秀の修得単位数+3.0×優の修得単位数+2.0×良の修得単位数+1.0×可の修得単位数

分母：総履修登録単位数(「不可」の単位数を含む)

<別紙3>

乙の法曹コース・プログラムの学生を対象とする早期卒業制度

1. 履修登録単位数の上限

法政経学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限は下記のとおりである。

| 年次 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 上限 | 42 | 40 | 40 | 40 |

上記の履修登録単位数の上限に対し、以下の例外が認められる。

- a) 前年度に38単位以上を取得し、且つ前年度のGPAが2.8以上の2年次以上の者については、48単位まで履修登録を認める。
- b) その他特別な必要が認められる場合にもa)と同様の取扱いとする。

2. 早期卒業の要件

2年終了時に下記a)、b)の条件をすべて満たした上で早期卒業の希望を申請し、且つ3年次終了時に下記c)の条件を満たす者は、3年次終了時点で早期卒業することが可能である。

- a) 普遍教育科目については、教養展開科目以外のすべての科目で卒業要件単位を満たしている。
- b) 専門基礎科目については、6単位以上を修得している。
- c) 法曹コース・プログラムの卒業要件を満たし、且つGPAが2.8以上である。

<別紙4>

乙の法曹コース・プログラムを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

[協定校枠]

1. 5年一貫型教育選抜方式
2. 募集人員 5名
3. 出願要件

出願の時点において本法曹プログラムの履修を許可されている者で、かつ当該年度終了時に卒業認定を受ける見込みの者

4. 合否判定の方法

下記 a) を 60%、b) を 40% の割合で合算して判定する。

- a) 成績証明書
- b) 口述試験

学修歴、これまでの活動実績、法律知識、志望理由等について質疑を行い、法曹に対する適性、理解力および判断力等を考慮して総合的に評価する。

[協定校枠（地方大学）]

地方においては、地理的及び経済的な条件から、法曹を志望している学部生でも、法科大学院への進学を高い障壁と捉える傾向があり、司法試験の早期合格が期待できるような優秀な学部生でも、法曹になることを断念する者が少なくない。このような学生が法科大学院に進学する機会を確保すること、及び、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別枠（地方大学枠）を設けることとした。

1. 5年一貫型教育選抜方式
2. 募集人員 1名
3. 出願要件

出願の時点において本法曹プログラムの履修を許可されている者で、かつ当該年度終了時に卒業認定を受ける見込みの者

4. 合否判定の方法

下記 a) を 60%、b) を 40% の割合で合算して判定する。

- a) 成績証明書
- b) 口述試験

学修歴、これまでの活動実績、法律知識、志望理由等について質疑を行い、法曹に対する適性、理解力および判断力等を考慮して総合的に評価する。

※ どちらの枠でも出願可（併願も可）。

